⒀　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⒁　本工事は、一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

⒂　本工事は、段階的選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

⒃　現場代理人の常駐義務の緩和　現場代理人の工事現場における常駐義務は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等について、一定の要件の下で緩和される（入札説明書参照。）。

⒄　本工事は、発注者に提出する工事書類の簡素化を図る工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　企業は、平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了したア又はイのいずれかの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員の内いずれか１社がア又はイのいずれかの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む）を有することとし、他の構成員は、アからウのいずれかの基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、ア又はイのいずれかの基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

ア　より同種性の高い工事

・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積2,000㎡以上　増築にあっては増築部分の延べ面積とする。

㋓　階数　地上３階以上

イ　同種工事１

・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積1,000㎡以上　増築にあっては増築部分の延べ面積とする。

㋓　階数　地上２階以上

ウ　同種工事２

・新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

㋐　建物用途　住宅、倉庫及び車庫を除く。

㋑　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

㋒　建物規模　延べ面積500㎡以上　増築にあっては増築部分の延べ面積とする。

㋓　階数　問わない。

※上記アからウについては、民間工事を含むものとする。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。

配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、工事の始期までに本工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合においては、監督職員との協議により、監理技術者又は主任技術者を変更できるものとする。配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札を無効とすることがある。また、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置するものとし、その他の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。なお、「１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

イ　平成14年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した上記⑸ア又はイのいずれかの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が、上記⑸ア又はイのいずれかの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（民間の施工経験を含む。）を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。